

2019年メディア関係判例回顧

摘示事実の認定が判断に影響

——著作権侵害訴訟にも注目集まる

京都大学大学院 法学研究科教授

曾我部 真 裕

本稿では、2019年1月から12月までのメディア・報道に関連した裁判例を概観する。19年は、伝統的な活字メディアや放送メディアに関する判決は少なかった。言及する判決数は18年に引き続いてかなり少なく、伝統的なメディアの存在の低下と関連しているものかどうか気がなるところである。

芸能人薬物報道に関する裁判例

16年11月、歌手のASKA氏が覚せい剤取締法違反（使用）の疑いで逮捕された（翌月に嫌疑不十分で不起訴処分）。薬物犯罪での執行猶予中の逮捕だったこともあり、報道は過熱した。近年相次ぐ芸能人の薬物犯罪報道については、メディア界としても考える必要のある点が少なくないと思われるが、このASKA氏逮捕に関連しては、訴訟に至った事案が2件あり、注目される。

一つは、逮捕直前に乗車したタクシীরドライブレコーダーに記録されていたASKA氏の車内での様子の映像を、逮捕後に、タクシー会社がテレビ局4社に提供したことがプライバシー侵害だとして、タクシー会社に損害賠償が命じられ

たものである。

この事件で東京地裁19年1月16日判決は、この薬物事件が、仮に「社会の耳目を集める事件であるとしても、本件タクシー内での原告の言動等を報道することが、公正・公平な報道に資するとは到底いうことはできず、本件映像の提供の求めに応じることが公益性を有していたとはいえない」とした。また、ドライブレコーダーの映像は、安全確保のために活用されるもので、原則として公開を予定していないから、本件タクシー内でのASKA氏の言動等が特段プライバシー侵害内容にわたっていないことを踏まえても、本件映像は、秘匿性やプライバシー性の低い情報であるとはいえないとした。以上のように、本件はメディアが直接の当事者となった訴訟ではないが、次の2点において、メディアも教訓とすべき点が含まれている。

まず、個人情報保護法43条は、事業者が報道機関に対して個人情報を提供する行為については、事実上の適用除外となるとしている。本件はまさにこうしたケースに当たるが、同法違反の問題とは別に、漫然と個人情報をもメディアに提供することで、プライバシー侵害の不法行為



そがべ・まさひろ＝1974年生まれ。専門は憲法・情報法。京大准教授、パリ政治学院客員教授などを経て、2013年から現職。『情報法概説（第2版）』『憲法学のゆくえ』（共著）など編著書多数。

は成立しうるものが改めて示された。メディアが個人情報提供を企業に求める場合、当該企業にリスクを負わせることにかんがみ、当該情報が公共性ある報道のために必要なものかどうか、十分に吟味することが求められる。

もう1点、判決の本論からは外れるが、東京地裁は、本件映像を放送した際のテレビ番組での編集のあり方に言及し「むしろ著名な歌手としての原告のイメージの低下は、このようなテレビ番組による編集報道による影響が大きい」と指摘した。前述のとおり、近年相次ぐ芸能人の薬物犯罪報道について、メディア界としても考えるべき点が少なくない。また、これも前述のとおり、本判決はタクシー内での様子を放送することの報道価値について疑問を呈していたことを含め、報道のあり方についても厳しい見方を示し

たことに留意したい。

ASKA氏逮捕との関連でのもう1件の訴訟は、同氏が知人である芸能リポーターに提供した自作の未発表楽曲を読売テレビの情報番組内で再生され、著作権（公衆送信権）および著作者人格権（公表権）が侵害されたとして訴えを提起したというものである。

東京地裁18年12月11日判決は、訴えを認め、芸能リポーターとテレビ局とに損害賠償を命じた。被告らは、本件楽曲再生は「原告が有罪判決後の執行猶予期間中に音楽活動を行い更生に向けた活動をしていたこと」という「時事の事件の報道」（著作権法41条）に当たると主張したが、判決は、そのようには「到底いうことができない」と一蹴した。

著作権法の解釈をめぐる専門的な論点はさておき、本件で問われたことは、先に言及した事件と同様、当該放送に報道としての公共性があるかどうか、ということである。筆者が委員を務める放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会でも、情報番組に対する人権侵害の申し立てが目立つ傾向にあるが、情報番組における放送倫理のあり方が改めて問われているといえよう。

名誉毀損訴訟の動向

次に、名誉毀損^{きよぞん}関係の判決を概観する。まず、女優の能年玲奈氏（現在は「のん」名義で活動）の事務所独立騒動が話題になる中、「週刊文春」が15年4月と7月に発行した号の記事が、当時の所属事務所に対する名誉毀損に当たるとして事務所およびその代表取締役が提起した訴訟がある。

一審の東京地裁19年4月26日判決は、事務所の主張の多くを認め、660万円という比較的高額の損害賠償を命じた。名誉毀損だとされた部分は三つあり、（ア）事務所が能年氏に月給5万円を支給するのみで、そのため同氏が厳しい経済状態に置かれていた（イ）事務所が合理的な理由なく能年氏に仕事を認めないようにしている（ウ）事務所代表取締役が暴言を吐くなどしてパワハラにおよんだ——という各事実摘示である。

これらについて、東京地裁は、いずれも真実性・誤信相当性が認められないとした。これに対して控訴審の東京高裁9月26日判決は、（ア）については真実性があるとし、損害賠償額も440万円に

減額した。地裁判決と高裁判決との違いは、(ア)に関する摘示事実の認定にある。地裁判決は、(ア)について、『「あまちゃん」撮影当時、原告会社は、能年に月給5万円を支給するのみで、ほかには能年のために一切費用を負担しておらず、そのため、能年は下着も買えないような厳しい経済状態に置かれていた事実」を摘示したものと認定した。これに対し高裁判決は、『「あまちゃん」撮影当時、能年は寮で生活し、被控訴人会社が月給として能年に支給していたのは5万円であり、能年は、月給が少ないことと経費の精算が間に合わないことのために手元に現金がなく、下着を買うこともできないことがあったという事実」を摘示したものととし、この事実は真実であると判断した。

名誉毀損事件においては、真実性・相当性の有無に注目が集まりがちであるが、実際には、摘示事実の認定によって結論が左右されることが少なくなく、本件もそうした例の一つである。

この論点に関連して、記事で述べられたのが事実の摘示だったのか、論評の表明だったのかが問題となったのが、東京地裁12月2日判決の事案である。「言論

NPO」およびその理事長が、「週刊文春」の記事が名誉毀損に当たるとして訴えた事案について、東京地裁12月2日判決は、理事長の請求を認めて損害賠償を命じる一方、NPOに対する名誉毀損は認めなかった。

本件では、NPOから理事長への総額7千万円の支出があったことを批判する記事について、事実の摘示なのか、横領という法的な見解の表明なのかが争われた。なお、法的な見解の表明だということになれば、最高裁判例（最高裁04年7月15日判決）に従い、論評の表明として、「公正な論評」の法理が適用されることになる。

この点について判決は、『「横領」という文言は、刑事的・民事的責任を問う場面で使用されるような法律用語としての意味に加え、より一般的に、他人のものを不正な方法により横取りする行為自体を表現する場合にも使用されるものである。……」本件記事等が、「理事長」に対して、横領罪又は民事上の不法行為が成立するか否かの法的見解を表明したものと解されない」とし、事実摘示であるとしたりうえで、真実性・相当性を否定した（ただし、真実性・相当性について

ての判断はなぜかごく簡単な内容にとどまる）。

取材源秘匿と立証の關係に課題

「大東建託現役社員が悩む、オーナー泣かせの建物管理問題」と題する「ダイヤモンドオンライン」の記事が、大東建託の名誉を毀損するとした訴訟において、東京地裁8月29日判決は、50万円の支払いと当該記事の削除とを命じた。

本件記事は、大東建託の現役社員や元社員だという者に対する取材に基づいて書かれているところ、判決は、これらの者がそれぞれ現役社員または元社員であるかが証拠上明らかでないことに再三再四言及し、真実性・相当性を否定する理由の一つとしている。この点が決め手になったかどうかは別として、取材源秘匿との関係では気になるところである。

同様の問題を含むのが、奈良地裁11月29日判決である。本判決は、奈良県議会議長が元暴力団組長と「黒い交際」関係にあるとする奈良新聞の記事が名誉毀損に当たるとした。本件報道の端緒は、元奈良市議2人からそれぞれ送られてきたファクスであったが、そこには「情報提

供者については口外しないよう、くれぐれも宜しく願います」などの文言があった。奈良新聞が真実性・相当性立証を十分に行えなかった背景には、取材源秘匿原則があったものとみられる。

周知のように、真実性・相当性の立証責任はメディア側にあるが、この立証責任と取材源秘匿原則とは矛盾する関係にあることが古くから問題となってきた。

これまで裁判所は、この問題において取材源秘匿に配慮を示してこなかったが、近年の判例で取材源秘匿のための証言拒否は認められている（最高裁06年10月3日決定）。こうした判例の展開も踏まえ、名誉毀損の裁判においても取材源秘匿原則への配慮が求められるともいえよう。

ヘイトスピーチめぐり注目の判決

引き続き名誉毀損の関連で、マスメディアに関する事件ではないものの、京都市地裁11月29日判決が、朝鮮学校に関連したヘイトスピーチを行った者を名誉毀損罪で有罪とし、罰金刑を科したことに触れておきたい。ヘイトスピーチに対する刑事訴追において、侮辱罪ではなく立証のハードルの高い名誉毀損罪で起訴され

有罪とされるのは異例であり、注目された。

もつとも、ヘイトスピーチには民族集団を攻撃対象とするものも含まれるため、名誉毀損での対処は万能ではない。

ヘイトスピーチ解消法はあるが理念法にとどまるため、条例による対応の動きがある。昨年12月には川崎市ではじめて刑事罰を定めた条例が制定された。他方、先行する大阪市の条例に関して、本欄の対象期間外ではあるが、大阪地裁20年1月17日判決は、同条例の合憲性を詳細に判断した上で合憲判断を行い、極めて注目される。すなわち、規制対象のヘイトスピーチといえども表現の自由の保護領域には含まれるが、拡散防止措置等の規制は必要やむを得ない制限であること、規制は不明確であるとも過度に広汎であるとも言えず、憲法21条に反しないとした。また、氏名公表はプライバシー権憲法13条）の違憲的な侵害ではなく、規制が適正手続保障（憲法31条）に反するとも言えないとした。

NHK受信料訴訟

ここ数年の本欄では、NHK受信料に

関する判決が多く紹介されてきたが、17年12月6日に受信料制度を合憲とする最高裁判決が出てから、状況は落ち着いてきたようである。

昨年と一昨年の本欄で地裁と高裁判決を紹介したNHKと大手ホテルチェーンとの間の訴訟は、最高裁で上告が棄却され（最高裁7月24日決定）、19億円余りの支払いを命じた高裁判決が確定した。ある時期までは全客室分ではなく一部の分についてのみ受信料を支払ってきたところ、NHKが全室分の受信料を請求していた事案について、その主張が認められたものである。

また、ワンセグ機能付きの携帯電話を所有した場合の受信契約締結義務の存否についても複数の訴訟で争われてきたが、最高裁3月12日決定は上告を棄却し、契約義務を認めた高裁判決が確定した。

新たな論点を含むものとしては、東京地裁5月15日判決の事案がある。ワンセグ放送を受信できるカーナビを自家用車に設置している者が、当該自家用車の保管場所ではワンセグ放送を受信することができないから、受信契約締結義務はないと主張したが認められず、保管場所を受信できるかどうかは結論を左右しない

として、受信契約締結義務を認めた。

検索結果・SNS投稿の削除

以下、伝統的なメディアには直接関わらないテーマとなるが、今年も、検索結果の削除請求に関する事案が見られた。

これまでは、プライバシー侵害記事が検索結果として表示されることを理由に削除を求めるものが多かった。この点につき、最高裁17年1月31日決定は、検索サービスは、インターネットの「情報流通の基盤」であるなどとし、プライバシーを公表されない法的利益が優越するところが明らかな場合に限って削除義務が生じるとした（明らか要件）。その後の事案ではこの基準に従って判断され、ほとんどの場合、削除が認められていない。大阪高裁5月24日判決も、恐喝事件および同和利権問題に関与したことや、元暴力団員であったことを示した検索結果の削除を認めなかった。

こうした中、札幌地裁12月12日判決はグーグルの検索結果の一部削除を認め、注目された。強姦容疑で逮捕された自衛官が、嫌疑不十分で不起訴処分となったのちも、逮捕された際の記事等が検索結

果として表示されるとして、それらの削除を求めた事案である。札幌地裁は、原告が当該犯罪を行ったという十分な証拠があるとは考え難いし、起訴の現実的可能性もなくなっていること、逮捕から7年以上経過していることから、本件被疑事実を公衆に知らせる社会的意義・必要性は低く、また、私生活上の現実的な不利益は大きいなどとして、「明らか要件」を充たすとした。嫌疑不十分で不起訴になっただけでは削除義務を認めるに足りないとしてされているようである。

以上に対して、名誉毀損に基づく削除請求については判断方法が確立していない。最高裁7月16日決定は、詐欺行為に関わっているような名誉毀損的な検索結果の削除を求めた事案について、削除を認めなかった高裁判決に対する上告を棄却した。実質的な理由を示していないが、削除を容易に認めない姿勢は維持していると思われる。

この点について、別の事件に関する東京高裁2月27日判決は、①公共性もしくは公益目的の不存在、または真実でないことのいずれかが明らかであって、かつ、②削除請求者の公表されない法的利益が検索結果を提供する法的利益よりも優越

することが明らかと認められる場合に限り削除義務が生じるという判断基準を示した。しかし、前段落で言及した事件の下級審判決は別の基準を提示しており（19年2月号の本欄で紹介）、なお議論は進行中である。

以上はグーグル、ヤフーといった検索サービスにおける検索結果削除の問題であったが、SNSの書き込みの検索結果の場合はどうだろうか。この点、東京地裁10月11日判決は、ツイッターについて、検索サービスとは違って「情報流通の基盤」とはいえず、したがって「明らか要件」は不要で、単純な比較衡量で判断すべきだとして削除を命じた。

海賊版サイト対策の法的論点

著作権、それも海賊版サイト対策に関する事件を2件紹介する。

一つは、「はるか夢の址^{あと}」というリーチサイトの運営者ら3人に関する刑事事件である。リーチサイトとは、著作権侵害サイトにアクセスするためのリンクを大量に集めたサイトのことである。つまり、自ら著作権侵害コンテンツを掲載するわけではない点で法的にグレーであ

り、現在、規制のための著作権法改正論議が進行中である。

さて、「はるか夢の址」は、マンガ雑誌や単行本に関する著名なリーチサイトであったが、その運営者ら3人が摘発され、それぞれ実刑判決を受け、控訴も棄却された（大阪地裁1月17日判決、大阪高裁11月1日判決）。

先ほど、リンクを提供する行為自体が著作権法違反になるかどうかはグレーであるとしたが、この点についての大阪地裁の判断が不明確であったのに対し、大阪高裁は、海賊版をアップロードする行為と、そのURLを提供する行為とが一体となつて著作権（公衆送信権）侵害になるという解釈を明示した。

なお、この事件については、講談社が原告となつた民事事件の判決があり、1億6千万円余りの損害賠償が命じられた（大阪地裁11月18日）。

もう一つは、同じく海賊版対策として提案されたプロバイダーによるサイトブロッキング措置に関するものである。18年4月、政府の会議は、リーチサイトではなく自ら海賊版を掲載しているとみられる「漫画村」などについて、プロバイダーによるブロッキングを可能にする法

整備、およびそれまでの間の臨時的・緊急的措置として、自主的な判断によるブロッキング実施が適当であるとした。これに対して、通信の秘密を侵害するなどとして強い批判がなされ、大きな議論となつた（本誌18年7月号の特集「海賊版サイトへのブロッキングを巡って」を参照）。

こうした中、政府の上記提言を受けて、NTTグループは自主的にブロッキングを実施する方針を発表し、NTTのプロバイダーサービス契約者が、その差し止めを求めた。東京地裁3月14日判決および東京高裁10月30日判決は、漫画村が閉鎖されていることから、被告がブロッキングを行う蓋然性が低く、差し止めの必要性はないとした。なお、高裁判決が、ブロッキングが通信の秘密の侵害に該当する可能性があること、児童ポルノサイトのブロッキングとは異なり、著作権侵害対策として通信の秘密を制限するには、より慎重な検討が求められる旨を述べたことが注目されるところである。